

補助金等の見直しガイドライン

令和6年5月 龍ヶ崎市

補助金等の見直しガイドライン 目次

1	策定趣旨	3
2	適用対象	4
3	現状と課題	5
	不十分な効果検証	
	事業の長期化・固定化	
	交付団体の自立の阻害	
	交付要綱等の整備	
4	見直し・事業実施における基本的視点	6
	公益性	
	有効性	
	効率性	
	公平性	
5	適正化基準	7
	サンセット方式による適切な終期設定	
	定期的な効果検証の実施	
	団体補助から事業補助への移行	
	同種制度の整理・統合	
	適切な補助率・補助（交付）額の設定	
	交付要綱等の制定	
	支出額の精査	
	事業効果・実績に対する透明性の確保	
6	見直しの方向性	9
7	見直しの実施方法	10
	見直しの取組手順	
	①所管課による評価シートの作成（一次評価）	
	②企画課・財政課によるヒアリング及び調整（二次評価）	
	③行政経営推進会議及び行政経営推進本部への付議（三次・四次評価）	
	④行政経営評価委員会への諮問（五次評価）	
	⑤次年度予算へ反映	
8	様式	12
	補助金等評価シート	

1 策定趣旨

自治体が支出する補助金等については地方自治法第 232 条の 2 において、「公益上必要がある場合」に実施することができる旨の規定がされており、本市においても龍ヶ崎市補助金等交付規則をはじめとした規定により、行政課題の解決や住民サービスの向上を目的に数多くの事業が展開されている。

その一方で、実施目的に基づく事業本来の必要性や支出に対する効果が十分に評価・検証されないまま長期化・固定化されている状況が見受けられ、本市の厳しい財政運営に対する課題のひとつとして顕在化している状況である。

本市ではこれまでも、市の財政運営の基本方針により示される「龍ヶ崎市中期財政計画」において「補助金等の見直し」を財政力強化に向けた取組のひとつとして掲げ、交付目的の再確認や予算額の削減に努めてきたところである。

さらには、近年の社会経済情勢の大幅な変化やそれに基づく市民ニーズの多様化に対応するため、これまで以上に適切かつ柔軟で効率的な行政運営と財政健全化の推進が求められる状況である。

そのような中で、本市の最上位計画である「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」の施策に掲げる行政改革・業務改善の取組として推進している「事務事業の見直し」の一環として全庁的な補助金等の見直しを実施することとしたところである。

具体的な見直しの視点や適正化基準等を整理のうえ、本市の補助金等に対する考え方を明確にして評価・見直しを定期的かつ継続的に実施していくための統一的な指針として本ガイドラインを策定する。

2 適用対象

本ガイドラインにおいては、「龍ヶ崎市補助金等交付規則（平成 15 年規則第 17 号）」第 2 条第 1 項第 1 号に規定する「補助金等」（補助金、交付金、利子補給金）に加えて、負担金及び扶助費のうち市単独で実施しているもの並びに市に関係する団体に対する負担金を見直しの対象とする。

※ただし、法令等で定められている義務的な支出については対象外とする。

○補助金

公益上必要であると認めた場合に限り、特定の事業や活動等を育成・助長するために反対給付を求めず支出するもの。

○交付金

法令等に基づき、団体等に市の事務を委託する場合において、当該事務に対する報償として支出するもの。

○利子補給金

公益に資する事業の実施を目的とした資金の融通を行う場合に、当該融資資金に係る金利（利子）の全部又は一部を支出するもの。

○負担金

特定の目的達成のため組織された協議会等の運営（主に会議費や会報発行など）に対して支出するもの。（具体的かつ明確な事業対価を伴わないもの。）

【対象外】 一部事務組合負担金（市の裁量がないもの）

事業の対価として支出するもの（外郭団体出向職員給与費、研修費等）

○扶助費

社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などに対する支援として支出するもの。

【対象外】 生活保護費や児童手当等、法令等に基づく義務的経費

（ただし、市が独自に上乘せ・横出しをしている事業は見直し対象とする。）

上乘せ … 交付上限額を市が独自に国・県等の基準より増額している事業

横出し … 対象者や対象経費等を市が独自に国・県等の基準より拡大している事業

3 現状と課題

○不十分な効果検証

実施目的に対する達成度合いや費用対効果等の十分な検証がなされていない状況にあることから具体的な見直し方針を決定できず、結果として補助期間の長期化を招く一因となっている。

全庁で統一的な判断が実施できるよう見直しの基準を定め、事業別に目標値や成果指標等を掲げ、適切な効果測定を行い、根拠に基づく適切な見直しを推進していく必要がある。

○事業の長期化・固定化

事業の終期が設定されず、定期的かつ具体的な見直しの仕組みが確立されていないことから、多くの事業が長期化・固定化している傾向にある。

厳しい財政状況下に社会経済情勢が変化していく中で、多様化する市民のニーズや対応すべき課題に対して真に必要な事業であるか定期的な見直しが求められる。

○交付団体の自立の阻害

特定の団体に対する交付の恒常化に加えて、市が実質的な事務局機能を担っていることなどが市に対する依存を招き、団体の自主性や自立性を妨げる要因となっている。

交付団体における実施事業を十分に把握し、公益性が認められる取組とその補助対象を明確にするとともに、団体の自立を促すべく適切な実績報告やその審査をはじめとしたチェック体制を設ける等、従来の関係性や交付スキームを整理・再構築していくことが求められる。

○交付要綱等の整備

補助・交付事業の実施にあたっては、実施目的や対象者、対象経費、補助率等を明確に規定し、市民に十分な理解のもと実施する必要がある。

公金をもとに実施している事業であることから、市民や事業者等の立場による客観的視点においても、事業の効率性や公益性が求められる。

4 見直し・事業実施における基本的視点

補助金等の見直しや新規実施における基本的な考え方として、以下4つの視点を設定し、これらの視点を踏まえて客観的な評価・検証のもと見直しの取組を推進する。

○公益性

- ・ 市民生活の向上や地域活性化に広く寄与するものであるか
- ・ 不特定多数の市民に対する利益が認められるか
- ・ 民間事業者では実施されない事業であるか
- ・ 本市の政策との整合が図られているか

○有効性

- ・ 実施目的に合致した成果が得られているか
- ・ 市民ニーズや地域課題が反映されているか
- ・ 定期的な効果検証が実施されているか

○効率性

- ・ 他の手法（委託・直営等）と比較して費用対効果が高いものであるか
- ・ 目標が適切に設定されているか
- ・ 重複している取組はないか

○公平性

- ・ 民間サービス等とのバランスは保たれているか
- ・ 交付先が特定の個人や団体に固定されていないか
- ・ 積算根拠や実施プロセスが明確であるか
- ・ 十分な事業周知や実績に関する情報公開がなされているか

5 適正化基準

○サンセット方式による適切な終期設定

集中的な実施により事業の実効性を高めることに加えて、事業の長期化や固定化による既得権化を防止するため、あらかじめ終期を明示した「サンセット方式」による制度運用を推進する。

※終期の設定は原則として３年間を上限とするが、他の法令や計画等において終期が定められている場合はこの限りでない。

○定期的な効果検証の実施

変化し続ける社会経済情勢や市民ニーズに対応するため、原則として３年ごとに総合的な評価・見直しを実施する。

事業別に適切なアウトプット・アウトカム指標による検証を行うとともに、基本的視点（６ページ）に基づく客観的評価と組み合わせて事業の方向性を検討する。

○団体運営補助から事業補助への移行

従来の団体運営に対する補助については、原則として事業に対する補助へと転換し、成果の検証等を通じて団体の自立に向けた財源確保の努力や自主性の維持向上を図る。

加えて、事業実績の報告のほか、決算書などから市による財政支援の評価を実施するとともに、繰越金や内部留保資金などが恒常的に発生している場合には、補助の廃止や縮小も含めた検討を実施する。

○同種制度の整理・統合

実施目的や内容・対象者が類似若しくは重複する事業、組み合わせて実施（支出）することで相乗効果が見込める事業においては、統合的な制度の枠組み（補助事業のメニュー化等）を検討するとともに、効率性の視点から内部事務、市民及び事業者等の申請・実績報告手続きの簡素化を推進する。

○適切な補助率・補助（交付）額の設定

各要綱等に規定する補助・交付率においては、対等な官民連携及び市民協働推進の視点から原則として2分の1を上限とする。

2分の1を超える補助・交付率を設定する場合には、目的や課題解決に対する必要性や有効性を十分に示すことが求められる。

また、国や県の補助基準を超えて市が単独で支出する「上乗せ補助」や、対象者や対象経費を拡大した「横出し補助」については、市の政策的な判断による場合を除き原則として実施しないものとする。

○交付要綱等の制定

本市の「龍ヶ崎市補助金等交付規則」は、補助金等の交付申請や決定をはじめとした手続きの基本的事項を定めたものであり、個々の事業について必要事項を明確に規定したものではないことから、事業毎に実施目的や補助対象経費などを具体的に定め、市民に対して事業実施の透明性を確保する。

○支出額の精査

補助金等が本来の目的に沿って適切な利活用がなされているかという視点から、支出先に事業実績に対するチェック体制の強化に加えて、会議費等を主とする協議会の負担金等においては会議のあり方や会議自体の必要性を検証し必要最低限の支出に努める。

※研修や事務の対価として支出している負担金等については本ガイドラインによる見直し対象外であるが、別途全庁的取組として推進している「事務事業の見直し」のガイドライン等に基づき見直しを推進する。

○事業効果・実績に対する透明性の確保

「どのような補助金」があり、「どこに交付」され、「どのような効果」が得られているのか等、積極的な公表により十分な周知を行い、透明性を確保する必要がある。

本ガイドラインに基づく見直しの事業評価結果や今後の方向性においても、積極的な情報提供を実施する。

6 見直しの方向性

基本的視点や適正化基準のほか、事業・支出内容及び課題の検証を踏まえ、以下の考え方に基づき見直しの方向性を定める。

○廃止

- ・ 既に実施目的を達成していると判断できるもの
- ・ 十分な成果が上がっておらず、今後劇的な需要の増加や改善が見込めないもの
- ・ 費用対効果が低い協議会に対する負担金支出 等

事業の廃止や協議会等の解散・脱退を前提とした見直しを進め、新たな視点から行政課題を抽出し解決策を検討する。

○縮小

- ・ 実施目的や内容に対して過剰な支出となっているもの
- ・ 「上乗せ補助」や「横出し補助」を実施しているもの
- ・ 資金の繰越が多い団体に対する支出 等

社会経済情勢に基づく所得水準等の動向や対象者の負担能力等を勘案し、適切な交付額や交付制限をはじめとした事業規模の検討や協議会等における活動内容や負担金算定基準の適正化を推進する。

○統合（補助・交付事業）

- ・ 利用者の属性や実施目的、対象が類似する事業
- ・ 統合により、費用対効果の向上や事務軽減効果が見込める事業 等

複数事業の組み合わせによる相乗効果や内部の業務改善を狙い、事業の統合を積極的に検討する。

○継続

- ・ 実施目的に対して最も有効な手段として制度設計がなされているもの
- ・ 現在の社会経済情勢や市民ニーズにマッチしているもの
- ・ 市の負担割合や対象者の範囲も適切であると判断できるもの 等

引き続き継続とするが、より効果的な実施手法の検討のほか、市民に対する周知や情報提供の強化に努める。

7 見直しの実施方法

本ガイドラインに示す補助金等に対する基本的視点や適正化基準に基づく効果的な見直しを推進するため、以下の手順により全庁的取組を実施する。

○見直しの取組手順

① 所管課による評価シートの作成（一次評価）



② 企画課・財政課によるヒアリング及び調整（二次評価）



③ 行政経営推進会議及び行政経営推進本部への付議（三次・四次評価）



④ 行政経営評価委員会への諮問（五次評価）



⑤ 次年度予算へ反映

① 所管課による評価シートの作成（一次評価）

実施目的やこれまでの実績のほか、政策との関連性・位置付け等の現状把握に加えて、基本的視点や適正化基準に対する適合性などの項目から今後の方向性の検討を目的として、事業毎に「様式1 補助金等評価シート（12、13 ページ参照）」を作成する。

② 企画課・財政課によるヒアリング及び調整（二次評価）

行政改革及び財政健全化の観点から企画課と財政課にて作成された評価シートの内容を確認し、必要に応じて所管課に対するヒアリングや見直し内容の調整を実施する。

③ 行政経営推進会議及び行政経営推進本部への付議（三次・四次評価）

市として方向性の決定を行うにあたっては、効率的かつ効果的な行政経営の実現を目的に組織された会議体にて見直し内容を審査する。

※見直し内容の審査に係る会議体

○行政経営推進会議（行政経営推進本部に付議すべき見直し内容の調整）

構 成：各部等の次長



○行政経営推進本部（内部での審査）

構 成：市長（本部長）、副市長（副本部長）、教育長、各部等の長

④ 行政経営評価委員会への諮問（五次評価）

補助金等については市民に対して事業実施の透明性を確保する観点から、内部での評価・検証体制とは異なる視点により、結果について意見・助言を求める必要がある。

そのため、市としての見直し案を審査したのち、附属機関である行政経営評価委員会において意見聴取を行うとともに内部評価に対する外部から評価を実施する。

○龍ヶ崎市行政経営評価委員会（附属機関）

設置根拠：龍ヶ崎市行政経営評価委員会条例

組 織：知識経験者	5 人
関係団体代表	3 人
公募市民	2 人

⑤ 次年度予算へ反映

内部及び外部評価結果を踏まえ、次年度以降の事業予算に反映する。

令和 年度 補助金等評価シート

No.	
区分	

1 基本情報

補助金等名称					
所管部署					
予算科目	会計	款	項	目	事業
支出対象					
支出区分			財源割合		
事業開始年度			事業終了年度		
根拠規定					
最上位計画での位置付け					
関連計画					

2 実施目的・支出先概要

目的	
支出先・対象（使途）	
期待される効果	

3 支出額・指標の推移

※千円未満は四捨五入

(単位：千円)

財源内訳	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)
国庫支出金				
県支出金				
地方債				
その他				
一般財源				
計				

目標と実績		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	目標				
(単位：)	実績				
②	目標				
(単位：)	実績				

4 事業評価

基本的視点に基づく評価

○…十分適合している ×…適合していない箇所があり、見直しが必要である

視点	主な評価項目	評価
公益性	・市民生活の向上や地域活性化に広く寄与するものであるか ・不特定多数の市民に対する利益が認められるか ・民間事業者では実施されない事業であるか ・本市の政策との整合が図られているか	
有効性	・実施目的に合致した成果が得られているか ・市民ニーズや地域課題が反映されているか ・定期的な効果検証が実施されているか	
効率性	・他の手法（委託、直営等）と比較して費用対効果が高いものであるか ・目標が適切に設定されているか ・重複している取組はないか	
公平性	・民間サービス等とのバランスは保たれているか ・交付先が特定の個人や団体に固定されていないか ・積算根拠や実施プロセスが明確であるか ・十分な事業周知や実績に関する情報公開がなされているか	

評価の理由

--

適正化基準に基づく評価

○…適合している ×…適合していない

評価項目	評価	理由
事業の終期設定が可能か		
定期的な見直しが実施されているか		
特定の事業に対する支出であるか		
類似する事業は無い		
国県の基準等を超えていないか（補助率は適正か）		
交付要綱等は整備されているか		
支出額は適正であるか		
交付後のチェック体制が確立されているか		
十分な情報公開がなされているか		

要改善事項

--

5 今後の方向性

廃止		縮小		統合		継続	
理由							